

議案第 2 号

専決処分（令和 5 年度野々市市一般会計補正予算第 8 号）の承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し承認を求める。

令和 6 年 2 月 27 日提出

野々市市長 栗 貴 章

専決第4号

地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年度野々市市一般会計補正予算を次のとおり専決する。

令和5年度野々市市一般会計補正予算（第8号）

令和5年度野々市市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ167,200千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22,823,379千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 既定の地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

令和6年2月1日専決

野々市市長 栗 貴 章

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
10 国庫支出金		4,872,675	9,241	4,881,916
	2 国庫補助金	1,755,074	9,241	1,764,315
14 繰入金		1,313,829	59	1,313,888
	1 基金繰入金	1,235,339	59	1,235,398
17 市債		1,257,453	157,900	1,415,353
	1 市債	1,257,453	157,900	1,415,353
補正されなかった款に係る額		15,212,222	0	15,212,222
歳 入 合 計		22,656,179	167,200	22,823,379

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
10 教育費		3,767,790	167,200	3,934,990
	5 保健体育費	923,170	167,200	1,090,370
補正されなかった款に係る額		18,888,389	0	18,888,389
歳 出	合 計	22,656,179	167,200	22,823,379

第2表

地 方 債 補 正

(変更) (単位：千円)

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
中学校給食センター改修事業	16,200	普通貸借 又は 証券発行	6 %以内 (ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる資金に ついて、利 率の見直し を行った後 においては、 当該見直し 後の利率)	借入先の融資 条件による。 ただし、市財 政その他の都 合により据置 期間及び償還 期間を短縮し、 若しくは繰上 償還又は低利 に借換えする ことができる。	174,100	普通貸借 又は 証券発行	6 %以内 (ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる資金に ついて、利 率の見直し を行った後 においては、 当該見直し 後の利率)	借入先の融資 条件による。 ただし、市財 政その他の都 合により据置 期間及び償還 期間を短縮し、 若しくは繰上 償還又は低利 に借換えする ことができる。